

京都市交通局管理規程 4-0（京都市交通局公有財産及び物品管理規程）の一部を次のように改正する。

平成17年3月7日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第1号様式中「登記簿謄本または抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第3号様式中

「

関係書類	戸籍謄（抄）本，住民票または法人登記簿謄（抄）本
------	--------------------------

」

を

「

関係書類	戸籍謄（抄）本，住民票又は法人の登記事項証明書
------	-------------------------

」

に改める。

第6号様式中「法人登記簿謄（抄）本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）